

「第2期京都市食の安全安心推進計画(平成28年度～令和2年度)」に掲げる施策の取組状況について(平成30年度末時点)

<施策指標の取組状況>

施策の柱	指標	指標の内容	指標の参考値	実績値		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
食の安全性の確保	健康被害の防止	重篤(重体又は死亡に至る健康被害)又は大規模(患者数50人以上)食中毒の発生件数をゼロとし、その他の食中毒についても、減少させる。	重篤又は大規模食中毒事件数			
			1件 (食中毒事件総数13件)	0件 (食中毒事件総数9件)	2件 (食中毒事件総数14件)	2件 (食中毒事件総数19件)
	安全な食品の流通	市内で製造される広域流通食品の違反件数をゼロとする。	広域流通食品の違反件数			
			2件 (違反件数総数4件)	0件 (違反件数総数0件)	0件 (違反件数総数2件)	0件 (違反件数総数3件)
安心できる食生活の実現	自主衛生管理の推進	HACCP導入施設及び京(みやこ)・食の安全衛生管理認証取得施設を拡大していく。	認証取得施設数			
			127施設 (新規12件)	127施設 (新規3件)	128施設 (新規3件)	129施設 (新規4施設)
	人材の育成	食の安全安心に関する研修会を開催し、人材の育成と資質の向上に努める。	外部研修参加者数			
			45人	28人	35人	52人
安心できる食生活の実現	情報発信	メール配信など食の安全に係る情報提供の回数の増加と共に、アクセス数や賛同数の向上なども図る。	メール配信回数			
			22回	57回	45回	33回
	学習の機会の提供	食の安全安心に係る講習会やイベントを開催し、市民等や食品等事業者の方の参加の拡大を図る。	事業参加者数			
			5,856人	4,805人	5,230人	5,287人
安心できる食生活の実現	市民等の理解の促進	参加型リスクコミュニケーション事業への参加者数の増加と参加者の理解度の向上に努めるとともに、食の安全安心に关心を持つ人材の育成を図る。	事業参加者数			
			268人	363人	383人	396人

第2期京都市食の安全安心推進計画(計画期間：平成28年度～令和2年度)に掲げる個別施策の取組状況について

資料3-2

施策の柱	基本施策	個別施策番号	個別施策
①行政による効率的・効果的な監視や検査の実施	食品衛生監視指導計画に基づく監視指導及び抜き取り検査の実施	1	「京都市食品安全監視指導計画」に基づき、効率的かつ効果的に飲食店や食品製造施設等に対する監視指導や、流通食品の検査を実施した。 特に飲食店における宿泊料金の支拂いや、一度に大量調理がなされる回食給食施設、また、定期的に供給する年末年始など、施設や期間を定めた効果的な監視指導を実めた。
	生産者に対する農薬の適正使用の指導や抜き取り検査の実施	2	「京都市食品安全監視指導計画」に基づき、肥料や農薬の適正使用を指導するとともに、使用履歴の記録の徹底を図った。また、市内で生産される京の旬野菜の中でも多く栽培されている安全な農作物の推進を図った。
	畜産衛生対策の普及	3	「京都市食品安全監視指導計画」に基づき、肥料や農薬の適正使用を実施した。47件の農家へ農業の適正使用による指導を行い、10件の農業系会員組織を実施した。
	地下水質の保全の推進	4	「水質汚濁防止法」に基づき、地下水の汚濁状況について常時監視を実施し、地下水質の保全の推進を図った。
	水漏から蛇口までの水質管理の強化	5	毎年度算定する「水質監査基準」を水漏における水道水の水質監査、水漏である監査測定及び水質試験並びに浮遊水塊の処理工程における水質試験を実施する。
	カンピロバクターゼはじめとした食中毒予防対策監視や検査の実施	6	「京都市食品安全監視指導計画」に基づき、「ロコマティーノ」という商品についての食中毒等の監視指導や調査会等による指導を実施した。また、ノロウイルス等、その他の食中毒についての監視指導や調査会等による指導を実施した。
	中央卸売市場における監視管理の強化	7	「京都市食品安全監視指導計画」に基づき、「第一市場では、セリ開始前等に監視の実施及び巡回検査を実施した。また、市場が主体となり、測定及び衛生管理の点検や食品安全の確保を図った。
	適切な食品表示の推進	8	「京都市食品安全監視指導計画」に基づき、「第三市場では、39件の店舗を対象とした巡回検査を行った。また、京都市立農政局等で構成される「京都食品安全表示監視協議会」に参画し、情報共享や意見交換を行うなど、関係機関と連携を図った。
	アレルギー物質対策の推進	9	「京都市食品安全監視指導計画」に基づき、「流動食品について添加物やアレルギー物質等の収容検査を実施し、食品表示が適切に行われているか確認した。
	自立的な衛生管理を基本とした給食対策	10	「京都市食品安全監視指導計画」に基づき、「小学校給食監視指導計画」に沿って、アレルギー検査を実施し、適切な表示がなされているか確認した。また、製造施設等に対し、製造場所が異常に表示されるとともに、保育園等との連携の下、組織的な対応を講じられるよう努め、各保健施設においては、生活や保健等による除去方法が適切な状態の確保がなされた。また、各小学校においては、「京都市立小学校における給食アレルギー物質による除去方法や保護者の同意による除去方法等の実現」に努め、各保健施設等においては、生活や保健等による除去方法が適切な状態の確保がなされた。
	危害分析・重要管理点(HACCP)方式による衛生管理の推進	11	「京都市食品安全監視指導計画」に基づき、「小学校給食監視指導計画」に沿って、アレルギー検査を実施し、引継ぎ検査室の安全衛生管理の徹底を努め、各保健施設等における衛生管理の徹底を努め、各保健施設等における衛生管理の確実な実現に努めた。
	京(みやこ)・食の安全衛生監視認定制度の活用及び普及	12	「京都市立小学校における給食監視指導計画」に基づき、「HACCP方式による衛生管理の推進を図った。
②食品等事業者による自主衛生管理の推進	食品等事業者の貢献及び活用	13	「京(みやこ)・食の安全衛生監視認定制度の活用」に基づき、「京都市立小学校における給食監視指導計画」に沿って、HACCP方式による衛生管理の推進を図った。
	自主回収報告制度の活用	14	「京(みやこ)・食の安全衛生監視認定制度の活用」に基づき、「京都市立小学校における給食監視指導計画」に沿って、HACCP方式による衛生管理の推進を図った。
	食品等事業者の貢献	15	「京(みやこ)・食の安全衛生監視認定制度の活用」に基づき、「京都市立小学校における給食監視指導計画」に沿って、HACCP方式による衛生管理の推進を図った。
	危機管理体制の整備	16	「京(みやこ)・食の安全衛生監視認定制度の活用」に基づき、「京都市立小学校における給食監視指導計画」に沿って、HACCP方式による衛生管理の推進を図った。
	関係機関との連携強化	17	「京(みやこ)・食の安全衛生監視認定制度の活用」に基づき、「京都市立小学校における給食監視指導計画」に沿って、HACCP方式による衛生管理の推進を図った。
③緊急時の対策	人材の育成と品質の向上	18	「京(みやこ)・食の安全衛生監視認定制度の活用」に基づき、「京都市立小学校における給食監視指導計画」に沿って、HACCP方式による衛生管理の推進を図った。

* 数字はリーディング事業

第2期京都市食の安全安心推進計画(計画期間:平成28年度～令和2年度)に掲げる個別施策の取組状況について

資料3-2

施策の柱	基本施策 個別施策 番号	個別施策	個別施策の取組状況
	19	目的や対象に応じた効果的・効率的なコミュニケーションの推進	各年代の特徴に応じ、伝える内容やその伝達方法を工夫など、目的や対象に応じた効果的なリクコミュニケーションを推進した。平成30年度は、小学生向けに「頬歯鏡」等を実施し、食中毒予防について学んでいたいたい。また、市民の方々が手軽に情報入手できるよう、「手先いチエック体験」等を実施し、食の安全安心に関する情報を発信した。
④リスクコミュニケーションの充実	20	「大学のまち・京都」の特性を活かした学生との協力による取組	「学祭衛生管理マニュアル」を活用し、平成30年度は大学生を対象に計12回、延べ1,027名に衛生講習会を実施し、学祭における摸擬店での食品の衛生的な取扱いや食中毒予防の啓発を実施した。
②安心できる食生活の実現	21	食育を通じた食の安全安心施策の推進	「料理教室」等の体験活動や「食を通じた健康づくり」等の普及啓発活動を実施するなど、地域に密着して食育活動を展開する「食育指導員」に対し、食の安全・安心情報を提供するとともに、「学級衛生管理マニュアル」を活用し、平成30年度は50名の「食育指導員」に対し講習会を実施しました。
	22	環境施策と連携した取組の推進	食品ロスの削減について市民の皆様に実践していくだけによるよう、地域学習会を開催し、料理を作りすぎないことや、食品の保存方法等に関する知識等の普及啓発に努めた。また、10月には京都市×イオン株式会社「食品ロス削減共同キャンペーン」を開催し、御参加いただいた市民の皆様に正しい知識等の啓発活動を実施した。
	23	SNS等の様々な媒体を活用した効果的な情報発信	ホームページにて、「みやこ健康・安全ねっと」及び「エイスラック」にて、「おがりス」のカウントで、食品等事業者及び市民の方々へ配布を行った。さらに、食品等事業者、公共交通機関の広告及び新聞に「おがりス」を作成し、食の安全安心情報に関する情報を掲載した。
⑤正確かつ適切な情報の発信	24	食の安全安心啓発キャラクターの活用	食の安全安心に関するSNSによる情報発信や、食の安全安心情報を記載したリーフレットや啓発物品に積極的に「おがりス（食の安全安心啓発キャラクター）」を活用し、食の安全安心の取組を身近に感じていただけるよう努めた。
	25	食の安全情報の国内外への発信	食の安全安心に関するパンフレットの作成など、広く国内外に対し、食の安全情報の発信を図った。

※ 数字 | はりーティング事業